

居宅介護・介護予防指示書 平成 年

診療情報提供書 (どちらかにチェックして下さい。)

【介護サービス・総合事業/利用目的(該当するものに○)】: 在宅 ・ 通所 ・ 短期入所 ・ 入所

介護提供事業者・生駒市長 医療機関名
 殿 担当医氏名

利用者氏名	生年月日	M・T・S 年 月 日	性別	男・女
利用者住所	電話番号	() - ()		
診療形態	1 外来 (定期・不定期)	2 訪問診療 (第 曜日・第 曜日・不定期)		
	3 入院 年 月 日より	4 その他 ()		
病名 1		病名 2		
病名 3		病名 4		
治療内容(投薬内容含む)				
病態の安定性 <input type="checkbox"/> 安定 <input type="checkbox"/> 不安定 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 悪化				
発生の可能性が高い病態 <input type="checkbox"/> 転倒・骨折 <input type="checkbox"/> 尿失禁 <input type="checkbox"/> 移動能力の低下 <input type="checkbox"/> 心肺機能の低下 <input type="checkbox"/> 閉じこもり				
<input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 低栄養 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下障害 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 褥瘡				
<input type="checkbox"/> 嚥下性肺炎 <input type="checkbox"/> 腸閉塞 <input type="checkbox"/> 癌等による疼痛				
障がい高齢者の日常生活自立度(該当するものに○)		認知症高齢者の日常生活自立度(該当するものに○)		
自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C		自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
サービス利用における生活機能の維持・改善の見通し		1 期待できる 2 期待できない		
医学的管理の必要性 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問診療				
<input type="checkbox"/> 訪問栄養食事指導 <input type="checkbox"/> 訪問薬剤管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護				
サービス提供時における医学的観点からの留意事項				
内服治療薬及び外用薬について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 確認が必要 <input type="checkbox"/> 管理が必要				
血圧について 入浴可能な身体状況 血圧: / mmHg以下、 / mmHg以上				
平常コントロール値 (/ mmHg) 体温 (°C)				
移動について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 転倒に注意 <input type="checkbox"/> 移動時見守りが必要 <input type="checkbox"/> 移動時介助が必要				
<input type="checkbox"/> 移動時間に制限有り (分以内) <input type="checkbox"/> 施設の車両移送に耐えられる				
食事の形態について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 流動食・きざみ食・軟食 <input type="checkbox"/> カロリー制限 無・有(kcal)				
水分摂取(嚥下)について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> トロミ等が必要 <input type="checkbox"/> 水分制限 無・有(cc/日)				
認知症に関して、理解及び記憶・問題行動についての留意事項				
()				
※運動機能向上やリハビリテーション施行について実施する上での留意事項				
<input type="checkbox"/> 安静時心電図 1.正常範囲 2.調律異常 3.心肥大 4.刺激伝導異常 5.虚血性変化				
6.その他()				
<input type="checkbox"/> 運動可能な血圧の上限 (/mmHg) <input type="checkbox"/> 運動可能な最大心拍数 回/分				
<input type="checkbox"/> 運動への参加 1.可・否 ()				
<input type="checkbox"/> リハビリテーション施行について (時間的制限 有・無 約 分まで)				
実施 <input type="checkbox"/> 禁止 <input type="checkbox"/> リハビリテーションをすすめて良い				
内容 <input type="checkbox"/> 可動域制限 無・有()				
<input type="checkbox"/> 疼痛 無・有(箇所:)				
<input type="checkbox"/> 他動運動は禁止 <input type="checkbox"/> 自動運動・他動運動				
<input type="checkbox"/> メンタルリハビリ(音楽療法・作業療法)				
その他留意事項:				
その他、介護サービス・総合事業利用に関する意見(栄養機能改善や、口腔機能向上に関する事等も含む)				

集中型Cの事業等、運動を行うリスクアセスメントや主治医との連携促進のために、オリジナルの診療情報提供書を医師会と協議しながら作成し、プラン作成時には、最新の情報をもってマネジメントを行うようにしている。
左が市オリジナルの情報提供書、右が主治医に依頼するときの鏡として活用。

御中		様式	
介護予防サービス(総合事業・予防給付)利用予定表		作成日	
介護保険被保険者番号: _____		担当地域包括支援センター	
被保険者氏名: _____		又は、受託した居宅介護支援事業者: _____	
介護度(要支援1・要支援2)		連絡先 電話: _____	
有効期限 H _____ ~ H _____		FAX: _____	
<input type="checkbox"/> 事業対象者(基本チェックリスト実施日: H _____)		基本チェックリスト	
		社会生活	運動
		低栄養	口腔
		閉じこもり	認知機能
		うつ	
介護予防サービス内容		予定回数	備考
<input type="checkbox"/> パワーアップPLUS		/ 週	※本人・家族の意向、希望サービス等 無・有 (有の場合の具体的な内容)
<input type="checkbox"/> パワーアップ教室		/ 週	
<input type="checkbox"/> 転倒予防教室		/ 週	
<input type="checkbox"/> 生活支援サービス		/ 週	
<input type="checkbox"/> その他 ()		/ 週	
<input type="checkbox"/> 介護予防通所サービス		/ 週	※医師への指示依頼内容
<input type="checkbox"/> 介護(予防)サービス		/ 週	
<input type="checkbox"/> 選択メニュー(運動・栄養・口腔)		/ 週	
<input type="checkbox"/> リハビリテーション(予防)ケア		/ 週	
<input type="checkbox"/> 選択メニュー(運動・栄養・口腔)		/ 週	
<input type="checkbox"/> 介護予防訪問介護		/ 週	
<input type="checkbox"/> 介護予防福祉用具貸与		/ 週	
<input type="checkbox"/> 特定介護予防福祉用具販売		/ 週	
<input type="checkbox"/> 介護予防訪問入浴介護		/ 週	
<input type="checkbox"/> 介護予防訪問リハビリテーション		/ 週	
<input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護		/ 週	
<input type="checkbox"/> 介護予防短期入所		/ 月	
<input type="checkbox"/> 生活介護		/ 月	
<input type="checkbox"/> 療養介護		/ 月	
<input type="checkbox"/> (予防ショートステイ)		/ 月	
<input type="checkbox"/> 介護予防住宅改修			
<input type="checkbox"/> その他 ()			

介護予防支援計画表および評価シート（案）

No. _____ 利用者氏名 _____ 様 _____ 歳（年度末時点での年齢記載）

把握経路：①本人・家族からの相談 ②基本チェックリスト ③医療機関からの情報提供 ④民生委員からの情報提供 ⑤地域住民からの情報提供
⑥要介護認定非該当 ⑦訪問活動による実態把握 ⑧要支援・要介護者からの移行 ⑧その他（ ）

計画作成日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	目標	支援計画			評価	
			本人のセルフケアや家族の支援・インフォーマルサービス	総合事業のサービス	利用先	評価日（年 月 日）	
活動（運動・移動）について							
日常生活（家庭生活）について							
社会参加・対人関係（コミュニケーションについて）							
健康管理について							

評価まで1枚のプランで行う形式で、今後の方針までを明確にできるスタイルに作成！

基本チェックリスト結果（生活機能評価時またはアセスメント時）									基本チェックリスト結果（評価時）								
全体	生活全般	運動	栄養	口腔	閉じこもり	物忘れ	心の健康	健康感	全体	生活全般	運動	栄養	口腔	閉じこもり	物忘れ	心の健康	健康感
/25	/20	/5	/2	/3	/2	/3	/5		/25	/20	/5	/2	/3	/2	/3	/5	

健康状態について

主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点

計画に関する同意

上記計画について、同意いたします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 氏名 _____

地域包括支援センター	年 月 日
	担当者

①プラン終了（改善→終了「わくわく・のびのび・サロン等に移行・趣味活動の再開・セルフケア等」）
②プラン継続（ ） ③プラン変更（悪化により終了⇒要支援・要介護認定申請→結果：要支援 要介護に移行） ④死亡 ⑤その他（入院・転居・本人の意思による中止・中断）

今後の方針： ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

第1号介護予防支援事業契約書（平成27.4～9）

_____様（以下「利用者」という。）と生駒市〇〇〇〇地域包括支援センター（以下「事業者」という。）は、利用者に対して行う第1号介護予防支援事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、当該当地域内に居住する利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防・生活支援サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画表または介護予防支援計画表および評価シート（以下「介護予防プラン」という。）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防・生活支援サービス等の提供が確保されるよう、介護予防・生活支援サービス事業者および関係機関との連絡調整その他の便宜を提供します。

（契約期間）

第2条 第1号介護予防支援事業に関するサービスの契約期間は、契約日から文書による終了の申し出を受けた日までとします。

（第1号介護予防支援事業の担当者）

第3条 事業者は、第1号介護予防支援事業の担当者を選任し、適切な介護予防・生活支援サービス等の提供に努めます。

- 2 事業者は、前項の担当者を選任し、または変更する場合には利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者及びその家族に連絡します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

（介護予防プランの作成）

第4条 事業者は、担当者に次の各号に定める事項を担当させ、介護予防プランの作成を支援します。

- (1) 第1号介護予防支援事業の提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明します。
- (2) 介護予防プランの作成にあたっては、適切にサービスが選択できるよう、介護予防・生活支援サービス等の内容、利用料の情報を利用者及びその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。
- (3) 介護予防プランの作成に当たり、利用者およびその家族の意向等を踏まえ、利用者が自立した日常生活が出来るよう支援すべき課題を把握するため、利用者の居宅を訪

問し、利用者及びその家族に面接します。

- (4) 利用者の意向及び把握した課題を踏まえ、利用者が目標とする生活に対して、事業者が専門的観点から目標と具体策を提案した上で、利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点及び目標を達成するための支援内容並びにその期間等を記載した介護予防プランの原案を作成します。
- (5) 介護予防プランの原案にある介護予防・生活支援サービス等について、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。この場合、介護予防プランの写しを利用者に交付します。

（実施状況の把握・介護予防プランの変更等）

第5条 事業者は、介護予防プランの作成後、実施状況の把握や評価について、担当者に確認させます。

- (1) 介護予防プランの実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防プランの変更、介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。なお、利用者が介護予防プランの変更を希望した場合、又は、事業者が介護予防プランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防プランを変更します。
- (2) 前号の実施状況の把握にあたっては、利用者及びその家族、介護予防・生活支援サービス事業者との連絡を継続的に行います。

（サービス提供の記録）

第6条 事業者は、第1号介護予防支援事業の提供に関する記録を作成することとし、これをサービス提供後5年間保管します。

- 2 利用者は事業者の営業時間内にその事業者に対して、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧し、または実費負担によりその写しの交付を受けることができます。
- 3 事業者は、利用者が要介護認定を受けた場合等、利用者から居宅介護支援事業所等に情報提供する上で必要な資料の提供に関する申し出があった場合には、利用者に対し、直近の介護予防プランおよびその実施状況に関する書類を交付します。

（契約の終了）

第7条 利用者は、第1号介護予防支援事業に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 事業者は、次の事由に該当した場合は、この契約を解除することができます。
 - (1) やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月の予告期間において、理由を示した文書で本契約を終了する通知をしたとき。
 - (2) 利用者またはその家族が事業者または担当者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行い、その状況の改善が見込めないとき。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が必要な介護予防・生活支援サービス事業等の利用を終了した場合
- (2) 利用者が要介護認定を申請し、要介護者と認定された場合
- (3) 利用者が生駒市外へ転出した場合又は死亡した場合

(秘密保持)

第8条 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約期間中および契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、個人情報を用いることができるものとします。
- 3 事業者は、第2項において同意を得た個人情報使用同意書に基づき、担当者及びその他の従業者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応と賠償責任)

第9条 事業者は、第1号介護予防支援事業の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

- 2 事業者は、第1号介護予防支援事業の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

(身分証携行義務)

第10条 事業者の職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者及びその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第11条 事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した第1号介護予防支援事業又は自らが介護予防プランに位置付けた介護予防・生活支援サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第12条 事業者は、利用者及びその家族から委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(契約外の事項)

第13条 利用者及びその家族と事業者は、信義誠意を持って本契約を履行するものとします。

- 2 この契約及び介護保険法の関係法令で定められていない事項については、関係条例の

趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第14条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所と第1審の専属的管轄裁判所とすることを予め同意します。

上記のとおり、第1号介護予防支援事業の契約を締結します。

年 月 日

利用者 住所
氏名 印

上記代理人 (代理人を選任した場合)

住所
氏名 印

立会人

住所
氏名 印

(注)「立会人」欄には、本人と共に契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 所在地
事業者名 生駒市〇〇〇地域包括支援センター
代表者名 印

(目的)

第1条 この事業は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第1号に規定する事業(以下「サービス事業」という。)で、介護予防ケアマネジメント事業により個々の要支援者等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、要支援者等の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施することを目的とする。

(内容)

第2条 日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個性に応じて保健・医療の専門職により下記のプログラムを複合的に実施する。この際、訪問型サービスCによるアセスメント訪問を組み合わせ、日常生活に支障のある生活行為を明らかにした上で実施するものとする。

- (1) 運動器の機能向上プログラム
- (2) 栄養改善プログラム
- (3) 口腔機能の向上プログラム
- (4) 膝痛・腰痛対策プログラム
- (5) 閉じこもり予防・支援プログラム
- (6) 認知機能の低下予防・支援プログラム
- (7) うつ予防・支援プログラム
- (8) ADL/IADLの改善プログラム
- (9) その他第1条の目的を達成する事業

(サービスの種類)

第3条 当該サービスの種類は次のとおりとする。

- (1) パワーアップPLUS教室
- (2) パワーアップ教室
- (3) 転倒予防教室

(利用対象者の範囲)

第4条 当該事業を利用することができる者(以下、「利用対象者」という。)

は次のとおりとし、いずれの対象者も、担当地域包括支援センターによる支援計画に基づいて利用するものとする。

- (1) 65歳以上の要支援認定者(介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション利用者を除く。)
- (2) 65歳以上で、国の基準に従って決定されたサービス事業対象者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(利用の申請)

第5条 利用の申請にあたっては、生駒市地域包括支援センター(指定居宅介護支援事業者を含む。)が、介護予防ケアマネジメントを実施し、総合事業利用申請書(様式1)、利用者基本情報(様式2)、二次アセスメントシート(様式3)、介護予防サービス・支援計画書(様式4)又は、介護予防支援計画表および評価シート(様式5)、診療情報提供書(様式6)又は生活機能検査記録票(様式7)を市長に提出するものとする。

(委託)

第6条 当該事業は、市長が適当と認める法人(以下「事業実施法人」という。)に委託することもできる。

(定員)

第7条 1教室あたりの定員は、15名程度とする。

(実施場所および実施施設基準)

第8条 実施場所および設備基準については、次のとおりとする。

- (1) 介護予防の目的から、徒歩で参加する利用対象者の存在を考慮し、生駒市内において実施するものとする。
- (2) 教室を実施する部屋の広さは30㎡以上とし、個別相談にも対応できるスペースが確保できるものとする。

(運営体制)

第9条 教室の運営にあたっては、別表1の人員をもって運営するものとする。

(利用期間)

第10条 当該サービスは3～6ヶ月の短期間の利用とする。

(報告)

第11条 事業実施法人は、別表2に定める書類の写しを市に提出し、実績報告を行うものとする。

(衛生管理)

第12条 事業実施法人は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

(安全配慮義務)

第13条 事業実施法人は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮するものとする。

- 2 事業実施法人は、事故が発生する恐れがある場合、または発生した場合、適切な措置を講じるとともに、速やかに市に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業実施法人は、従事者又は従事者であった者が個人情報を取り扱う場合は生駒市個人情報保護条例(平成10年3月生駒市条例第1号)第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守させ、個人情報の保護に努めさせなければならない。

(事業の廃止・休止)

第15条 事業実施法人は、事業の廃止・休止をする場合は廃止・休止届出書(様式14)市に提出するものとする。

2 事業実施法人は、廃止・休止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜の提供を図るものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

通所型Cサービスの要綱(例)

通所型サービスBの要綱(例)

(目的)

第1条 この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「サービス事業」という。）で、介護予防ケアマネジメント事業により個々の要支援者等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、要支援者等の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施することを目的とする。

(内容)

第2条 当該事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 在宅で暮らす65歳以上の閉じこもりがちで、孤食の状態にある高齢者に、(a)から(d)の事業を実施することで、食生活の改善と生活意欲の向上を図る。
 - (a) レクリエーションを通して、脳の活性化を図る。
 - (b) 献立説明や調理実習等を通して、低栄養防止に関する知識の普及を図る。
 - (c) コミュニケーションを図り、仲間作りを促進する。
 - (d) 定期的な外出の機会の確保により、体力の向上を図る。

(2) その他第1条の目的を達成する事業

(利用対象者の範囲)

第3条 当該事業を利用することができる者（以下、「利用対象者」という。）は、次のとおりとし、いずれの対象者も、担当地域包括支援センターによる支援計画に基づいて利用するものとする。

- (1) 65歳以上の要支援認定者
- (2) 65歳以上で、国の基準に従って決定されたサービス事業対象者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 利用の申請にあたっては、生駒市地域包括支援センター（指定居宅介護支援事業者を含む。）が、介護予防ケアマネジメントを実施し、総合事業利用申請書（様式1）、利用者基本情報（様式2）、二次アセスメントシート（様式3）、介護予防サービス・支援計画書（様式4）又は、介護予防支援計画表および評価シート（様式5）を市長に提出するものとする。

(委託)

第5条 当該事業は、市長が適当と認める団体（以下「事業実施団体」という。）に委託して行うものとする。

(食材料費等の実費)

第6条 事業実施団体は、当該事業に係る料金（食材料費等実費相当）を利用対象者から徴収し、その金額を市へ報告するものとする。

(研修会の実施)

第7条 事業実施団体は、有識者などを講師として迎え研修会を企画し、介護予防事業に関する知識の自己研鑽に努めなければならない。

また、研修会を企画実施した際は、研修会実施報告書を作成し、市へ報告するものとする。

(報告)

第8条 事業実施団体は、ひまわりの集い実績報告書（様式6）、ひまわりの集い活動記録（様式7）、ひまわりの集い出欠表（様式8）を作成し、市に実績報告を行うものとする。

(衛生管理)

第9条 事業実施団体は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

(安全配慮義務)

第10条 事業実施団体は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮するものとする。

2 事業実施団体は、事故が発生する恐れがある場合、または発生した場合、適切な措置を講じるとともに、速やかに市に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業実施団体は、従事者又は従事者であった者が個人情報を取り扱う場合は生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守させ、個人情報の保護に努めさせなければならない。

(事業の廃止・休止)

第12条 事業実施団体は、事業の廃止・休止をする場合は廃止・休止届出書（様式9）を市に提出するものとする。

2 事業実施団体は、廃止・休止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜の提供を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

総合事業の導入に向けた市民フォーラムの開催

市民フォーラム (市民公開講座)

～高齢社会を支えるのは「地域の底力」～

住み慣れた地域で生活するには、行政のサポートや介護保険サービスだけでなく、地域でお互いに支え、助け合う地域づくりが必要です。「地域力」について、自ら出来る事を考えてみましょう。

日時 2015年(平成27年)
2月22日(日) 13:30~16:30

場所 生駒市コミュニティセンター文化ホール

参加費 無料 **定員** 260名



第一部 13:40~14:10

「介護保険制度改正の 内容と方向性について」

厚生労働省 老健局振興課 課長補佐 **服部 真治氏**

第二部 14:20~15:20

「これからの介護保険」

**支え合いのある、
あたたかい地域を
住民パワーとともに**

公益財団法人
さわやか福祉財団 会長
堀田 力氏



堀田 力(はつた つとむ)
京都大学法学部を卒業後、検事として活躍。京都地検特捜部時はロッキード事件を担当。法務大臣官房長官を歴任後の現在は、さわやか福祉財団会長。現在、厚生労働省と連携・協働し共生型社会・地域支え合いづくりの活動を展開中。

第三部 15:30~16:30

「活動報告」 市内の活動実践報告

<p>ひまわりの集い (通いの場) 健康づくり推進員連絡協議会 藤尾 廣子さん 市内2か所で開催。レクリエーションや作り立ての食事の提供。高齢者の通いの場として、体力・気力の向上や仲間づくりを目指す。</p>	<p>支えあう まちづくりの会 代表 岡村 信行さん 買い物支援「土曜市」の開催。「あすか野サポートクラブ」による高齢者宅への買い物物の宅配や、日曜大工などの生活援助サービス提供を地域独自で企画・運営。</p>	<p>あいさつ運動 香分小学校区 やまびこネットワーク 清水 泰之さん 全ての人の人権が尊重され、「安全・安心」が実感できる街づくりを目指し、「あいさつ」から始まるきずなづくりを実践。</p>
---	--	---

【主催】さわやか福祉財団 【後援】生駒市
問合せ:生駒市介護保険課 TEL(0743)74-1111(内線488) FAX(0743)72-1320

PICK UP 02

皆さんの生活に直結するニュースや情報を紹介します

市民公開講座

これからの介護保険

～支え合いのある、あたたかい地域を住民パワーとともに～

2/22日

【ところ】コミュニティセンター文化ホール

13:30~16:30

【費用】無料(申込不要) — 公共交通機関を利用してください。

団塊世代が65歳を迎え、本市も2年後には4人に1人が高齢者になります。高齢者夫婦や単身の高齢者世帯も増え、近い将来、介護や家事のサービスを必要とする人は急増する見込みです。一方、介護人材の確保は困難です。高齢になっても住み慣れた家や地域で生活するには、行政のサポートや介護保険制度のサービスだけでなく、地域でお互いに支え、助け合う地域づくりが必要です。「地域力」についての話を聞き、自らができることを考えてみましょう。

▼問合せ 介護保険課(☎0743-741111、内線488)

堀田力さん
はつたつとむ。京都大学法学部を卒業後、検事として活躍。東京地検特捜部時はロッキード事件を担当。法務大臣官房長官を歴任後の現在は、さわやか福祉財団会長として福祉活動に精励を注ぐ。



広報誌

生活・介護支援サポーター養成講座(基礎編)の日程

とき	ところ	内容
1 2月24日(火)	たけまるホール 小ホール	市職員による本市の高齢者の現状と課題、生活・介護支援サポーターの役割
2 25日(水)	セラピー いこま	近畿大学総合社会学部教授の久隆浩さんによる地域づくり事例の紹介など
3 26日(木)	セラピー いこま	大牟市ライフサポート事業事務局職員とNPO法人みんな元気塾の古海りえ子さんによる取組事例の紹介、市職員によるワークショップ

◇時間は13:30~16:30です。

「生きがい・支え合い・いきいきいこま」
生活・介護支援サポーター養成講座の受講生募集

本市の高齢者の現状・課題を先進事例を学びましょう。講座後、生活・介護支援サポーター養成講座(実務編)(3月予定)もあります。

▼対象 市内に住み、地域の福祉や支え合い活動に関心のある人

▼定員 50人(申込順)

▼費用 無料

▼申込み・問合せ 1月27日(火)から電話か直接「介護保険課(☎0743-741111、内線488)」



11 2015.1月合併号 いこまち